

みどりのモデル地区の指定について

区では、「新宿区みどりの基本計画」に基づいて施策を展開しており、施策を推進する手法の一つとして新宿区みどりの条例第24条に基づくモデル地区制度があります。現在、みどりの推進モデル地区（箆笥地域）と屋上緑化等推進モデル地区（新宿駅の周辺地域）の2つのモデル地区を指定して運用しており、指定期間は令和7年3月31日までとなっています。

新たなみどりのモデル地区の指定については、令和6年8月22日の令和6年度第1回みどりの推進審議会の審議を経て、令和6年12月20日区長の決定を受けました。

令和7年4月1日から以下の地区で、より効果が高い緑化施策を行っていきます。

1 みどりのモデル地区制度について

（1）みどりのモデル地区とは

【みどりの推進モデル地区】

緑被率が低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区

榎地域

【みどりの保全モデル地区】

緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区

落合地域

【屋上緑化等推進モデル地区】

商業地域等の業務地域において、屋上、ベランダ、壁面等の緑化を推進する地区

新宿駅、飯田橋駅、高田馬場駅の周辺地域

これに合わせて、現行のみどりの推進モデル地区である箆笥地域の指定は解除します。



図-1 新宿区都市マスタープランに基づく10の地域区分



図-2 みどりのモデル地区指定地域

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和14年3月31日まで

2 モデル地区の対象及び施策案

種別	現行	R7. 4. 1～	施策（案）
みどりの推進 モデル地区	簗笥地域	榎地域	(1) 緑化計画書制度において、高木や生垣を新設する場合に割り増しして認定 (2) 接道部緑化助成制度において、高木や生垣、 植樹帯 を植栽する場合に割り増しして助成 (3) 接道部緑化助成制度において、植樹帯緑化の要件を緩和し、低木のための植樹を助成対象に追加。 (4) みどりの協定において、構成人数の要件緩和及び花苗支給の上限額と回数の増
みどりの保全 モデル地区	指定 なし	落合地域	(1) 緑化計画書制度において、保護樹木指定基準と同等の樹木がある場合に割り増しして認定 (2) 緑化計画書制度において、複数の高木を含むまとまった緑地がある場合に接道部緑化基準を緩和 (3) 保護樹木助成制度において、300㎡以上の小規模な樹林を「準保護樹林」に指定して支援を実施
屋上緑化等推進モデル地区	新宿駅の 周辺地域	新宿駅の 周辺地域 高田馬場駅の 周辺地域 飯田橋駅の 周辺地域	(1) 緑化計画書制度において、屋上や壁面や ベランダ を緑化する場合に割り増しして認定（ ただし、再開発等の重要な建築行為を除く ） (2) 屋上等緑化助成制度において、屋上緑化や壁面緑化を行う場合に割り増しして助成

赤字は新規施策